

改正

平成7年3月20日条例第7号

平成9年3月26日条例第5号

平成9年12月16日条例第27号

平成14年9月20日条例第27号

平成17年4月1日条例第22号

平成20年12月17日条例第30号

平成23年3月23日条例第5号

令和4年3月24日条例第7号

千歳市観光施設条例

千歳市観光施設条例（昭和33年千歳市条例第19号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 市民の保健、休養及び教化に資するため、市に観光施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|-------|
| 美笛キャンプ場 | 千歳市美笛 |

（開設期間）

第3条 施設の開設期間は、4月から10月までの間において市長が定める期間とする。

（使用の承認）

第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、施設の使用を承認してはならない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、附属設備若しくは備付物品又は立木竹を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他施設の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた目的以外に施設を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正な手段により第4条第1項の承認を受けたとき。

(3) 使用者が第4条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。

(4) 第5条各号の一に該当することとなったとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、施設の使用により建物、附属設備若しくは備付物品又は立木竹を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第12条 市長の承認を受けた者以外は、施設及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(指定管理者による管理)

第13条 施設の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、第3条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第9条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の使用の承認に関する業務
- (2) 施設の建物、附属設備及び備付物品並びに立木竹の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第15条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第16条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、第7条第1項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- 6 第7条及び第8条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(国設美笛野営場の受託管理に関する条例の廃止)

- 2 国設美笛野営場の受託管理に関する条例(昭和52年千歳市条例第24号)は、廃止する。

附 則 (平成9年3月26日条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月16日条例第27号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市観光施設条例第12条の規定に基づき施設の全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成20年12月17日条例第30号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千歳市観光施設条例第15条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日条例第7号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

美笛キャンプ場

| 種別 | 区分 | | 使用料 | |
|--------|---------|-------------------------|--------|-----------|
| | | | 市内在住者 | 市内在住者以外の者 |
| 宿泊使用料 | 1人1泊につき | 大人 | 1,000円 | 2,000円 |
| | | 小・中学生（20人以上の教育キャンプを除く。） | 500円 | 1,000円 |
| | | 小・中学生（20人以上の教育キャンプ） | 200円 | 400円 |
| | | 未就学児童（4歳以上） | | |
| | | 未就学児童（4歳未満） | 無料 | 無料 |
| 日帰り使用料 | 1人1回につき | 大人 | 500円 | 1,000円 |
| | | 小・中学生 | 200円 | 400円 |
| | | 未就学児童（4歳以上） | 100円 | 200円 |
| | | 未就学児童（4歳未満） | 無料 | 無料 |

備考 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者をいう。